令和７年４月２日

建設業関連業務委託入札参加業者各位

契約検査課長

島田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領及び
島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領の一部改正について（通知）

このことについて要領の一部改正を行いましたので通知します。

記

１　改正の理由

国と県が建設関連業務の低入札価格調査基準について改正を行ったため、当市においても見直しを行うもの（低入札調査基準価格と最低制限価格の算出方法は同じ。国は最低制限価格制度を設けておらず、県は令和７年４月１日に改正。）。

２　改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格について、算定方法等を見直すことにより、ダンピング対策の更なる徹底を図る。

建設関連業務

測　　量	諸経費の算入率	48％→50％
地質調査	諸経費の算入率	48％→50％
設　　計	一般管理費等の算入率	48％→50％
補償関係コンサルタント	一般管理費等の算入率	48％→50％
低入札価格調査基準の範囲	0.60～0.80 → 0.60～0.81	

３　施行日　令和７年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課 契約･検査担当
電　話 (0547)36-7220
ＦＡＸ (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp